

## 基準日設定公告

当社は、平成十八年十二月三十一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主をもって、平成十九年三月開催予定の当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会において権利を行使することができる株主と定めることといたしましたので公告します。

(注) 本公告掲載日現在において、当社は会社法第二条第十三号の規定する種類株式発行人社ではありませんが、当社は、平成十九年三月開催予定の定時株主総会において、当社を種類株式発行人社に変更するための定款変更議案を付議することを予定しており、かつ、同総会において、当社普通株式を会社法第一百七十一条第一項の規定する全部取得条項付種類株式に変更する旨の定款変更議案等を付議することを予定しています。

当社を種類株式発行人社に変更するための定款変更議案が可決されると、当社は種類株式発行人社となり、全部取得条項付種類株式に関する定款の定めを設ける場合には、当該定款の変更につき、株主総会の決議のほか、全部取得条項付種類株式に変更される予定の株式を有する株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要となります。

そこで、本公告により、当該種類株主総会において権利を行使することができる株主を定めるための基準日を設定することとしております。なお、全部取得条項付種類株式に変更される予定の株式は、本公告掲載日現在において当社の発行しているすべての株式であることから、基準日における最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主すべてが本公告の対象となります。

平成十八年十二月十四日

東京都港区六本木一丁目八番七号

株式会社レックス・ホールディングス 代表取締役 西山知義